7 要介護・要支援者へのサービスについて

居宅サービス	
居宅介護支援 (P72)	介護支援専門員が介護サービス計画作成や連絡調整を行います。
訪問介護 (P74)	居宅で訪問介護員による入浴、排泄等の介護や世話を行います。
訪問入浴介護 (P75)	入浴車等による居宅での入浴の介護を行います。
訪問看護 (P76)	居宅で看護師等が療養上の世話と診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション (P77)	居宅で理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導 (P78)	病院、診療所、薬局の医師、薬剤師等が療養上の管理と指導を行います。
福祉用具貸与 (P80)	日常生活の自立を助ける福祉用具の貸与を行います。
特定福祉用具販売 (P82)	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴・排泄用具の購入費を支給します。
住宅改修 (P84)	手すりの取り付け等小規模な住宅改修費用を支給します。
通所介護 (P86)	定員19名以上の通所介護事業所に通う者に、入浴、排泄等の介護や世話等を行います。
通所リハビリテーション (P88)	介護老人保健施設等で、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行います。
短期入所生活介護 (P90)	老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等へ短期入所させ、介護や日常生活上の世話等を行います。
短期入所療養介護 (P92)	介護老人保健施設等へ短期入所させ看護、医学的管理下の介護や日常生活上の世話等を行います。
特定施設入居者生活介護 (P94)	有料老人ホーム等に入居する要介護者等に、その施設内で計画に基づいて介護や世話等を行います。

介護予防サービス	
介護予防支援 (P101)	地域包括支援センターの保健師等が要支援者の介護予防サービス計画作成や連絡調整を行います。
介護予防訪問入浴介護 (P102)	介護予防を目的として、入浴車等による居宅での入浴の介護を行います。
介護予防訪問看護 (P103)	介護予防を目的として、居宅で看護師等が療養上の世話と診療の補助を行います。
介護予防訪問リハビリテーション (P104)	介護予防を目的として、居宅で理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行います。
介護予防居宅療養管理指導 (P105)	介護予防を目的として、病院、診療所、薬局の医師、薬剤師等が療養上の管理と指導を行います。
介護予防福祉用具貸与 (P107)	介護予防に資する福祉用具の貸与を行います。
特定介護予防福祉用具販売 (P108)	介護予防に資する入浴・排泄用具の購入費を支給します。
介護予防住宅改修 (P109)	手すりの取り付け等小規模な住宅改修費用を支給します。
介護予防通所リハビリテーション (P110)	介護予防を目的として、介護老人保健施設等で、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行います。
介護予防短期入所生活介護 (P111)	介護予防を目的として、老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等へ短期入所させ、介護や日常生活上の世話等を行います。
介護予防短期入所療養介護 (P113)	介護予防を目的として、介護老人保健施設等へ短期入所させ看護、医学的管理下の介護や日常生活上の世話等を行います。
介護予防特定施設入居者生活介護 (P115)	介護予防を目的として、有料老人ホーム等に入居する要支援者等に、その施設内で計画に基づいて介護や世話等を行います。

地域密着型サービス	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (P116)	日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時の通報により、居宅で訪問介護員による介護等の世話や看護師等による療養上の世話を行います。
夜間対応型訪問介護 (P118)	夜間の定期的な巡回訪問や通報により居宅で訪問介護員による介護等の世話を行います。
地域密着型通所介護 (P120)	デイサービスセンター等（定員18人以下の事業所が対象）に通う者に入浴、排泄等の介護や世話を行います。
認知症対応型通所介護 (P122)	デイサービスセンター等に通う認知症の要介護者に入浴、排泄等の介護や世話を行います。
小規模多機能型居宅介護 (P124)	居宅、通い、短期間の宿泊などにより入浴、排泄等の介護や世話を行います。
認知症対応型共同生活介護 (P125)	認知症の要介護者が少人数の共同生活を営む住居で入浴、排泄の介護等の世話を行います。
地域密着型特定施設入居者生活介護 (P127)	有料老人ホーム等（入居定員29人以下）に入居する要介護者等に、その施設内で計画に基づいて受ける介護等の世話を行います。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (P128)	特別養護老人ホーム（入所定員29人以下）に入所させ、介護等日常生活上の世話等を行います。
看護小規模多機能型居宅介護 (P130)	居宅・通い・宿泊や訪問（介護・看護）サービスを組み合わせて提供することにより、介護等の世話や療養上の世話を行います。

地域密着型介護予防サービス	
介護予防認知症対応型通所介護 (P122)	デイサービスセンター等に通う認知症の要支援者に、入浴、排泄等の介護や世話を行います。
介護予防小規模多機能型居宅介護 (P124)	要支援者が介護予防を目的として、居宅、通い、短期間の宿泊などにより入浴、排泄等の介護や世話を行います。
介護予防認知症対応型共同生活介護 (P125)	認知症の要支援者が介護予防を目的として、少人数の共同生活を営む住居で入浴、排泄の介護等の世話を行います。

施設サービス	
介護老人福祉施設 (P95)	常時介護が必要で、居宅での介護が困難な人を入所させ、介護等日常生活上の世話等を行います。
介護老人保健施設 (P97)	看護、医学的管理下での介護、医療、機能訓練、日常生活上の世話を行い、在宅復帰を支援します。
介護医療院 (P99)	医療と介護の必要な方の療養上の管理看護、医学的管理下での介護等の世話を行います。

居宅介護支援（介護サービス計画の作成など）

在宅の要介護者が、介護保険から給付される在宅サービス等を適切に利用できるように、依頼を受けた専門機関により行われる介護サービス計画の作成、在宅サービス事業者との利用調整や、介護保険施設への紹介等のケアマネジメントを、居宅介護支援といいます。

介護サービス計画は、要介護者の心身の状況や置かれている環境、本人や家族の希望等を踏まえて作成されます。

■　標準的なサービス費用

介護支援専門員 １人当たりの取扱件数	45 件未満	45～60 件未満	60 件以上
要介護１・２	１０,８６０円	５,４４０円	３,２６０円
要介護３・４・５	１４,１１０円	７,０４０円	４,２２０円

※　上記の各金額は、１単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.7 円で算定するため、７%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位 10.21 円で算定するため、2.1%割増になります。）

■　利用者の負担

居宅介護支援に関する費用については、利用者の負担はありません。

■　手続き

居宅介護支援事業所に直接申し込んでください。

計画作成を依頼する事業所を決定又は変更した場合は、「計画作成依頼（変更）届出書」を市町に提出することが必要です。

■　問合せ先

居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。また、県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

■　介護サービス計画の作成例

最も介護の必要度の低い「要介護１」と、中間の「要介護３」及び最も高い「要介護５」の代表的なサービス利用のスケジュールは、次のとおりです。これはあくまで利用例であり、実際には、利用者やその家族の希望に応じてサービスを組み合わせることができます。

○　要介護１：「通所型」通所サービスを多く利用したい場合の例

	月	火	水	木	金	土	日
午前	**通所介護** （ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ） 又は **通所ﾘﾊﾋﾞﾘ** （ﾃﾞｲｹｱ）			**通所介護** （ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ） 又は **通所ﾘﾊﾋﾞﾘ** （ﾃﾞｲｹｱ）			
午後							

●　短期入所が６か月に１週間程度　　●　福祉用具貸与：歩行器

○　要介護３：「通所型」通所サービスを多く利用したい場合の例

	月	火	水	木	金	土	日
午前	通所介護（ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ）又は通所リハビリ（ﾃﾞｲｹｱ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	通所介護（ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ）又は通所リハビリ（ﾃﾞｲｹｱ）	訪問看護	通所介護（ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ）又は通所リハビリ（ﾃﾞｲｹｱ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	
午後	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）

●　短期入所が６か月に３週間程度　●　福祉用具貸与：車いす、特殊寝台、マットレス

○　要介護３：「訪問型」ホームヘルパーなどの訪問サービスを多く利用したい場合の例

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問看護	通所介護（ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ）又は通所リハビリ（ﾃﾞｲｹｱ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	通所介護（ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ）又は通所リハビリ（ﾃﾞｲｹｱ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）
午後	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）

●　短期入所が６か月に３週間程度　●　福祉用具貸与：車いす、特殊寝台、マットレス

○　要介護５：「訪問型」通所サービスを利用できない場合の例

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ） 訪問看護	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ） 訪問看護	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）
午後	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ） 訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ） 訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ） 訪問リハビリ 訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ） 訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ） 訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ） 訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）	訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ） 訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ）

●短期入所が６か月に６週間程度　●福祉用具貸与：特殊寝台、マットレス、エアーパッド

訪問介護（ホームヘルプサービス）

たとえば
- 入浴やトイレ
- 衣類の交換
- 食事　　などを自分ひとりですることが難しいときに

■　概要

ホームヘルパー等が、要介護者の自宅を訪問し、身体介護や生活援助及び通院等乗降介助を行うサービスです。

サービスの内容		サービスの例
身体介護	・利用者の身体に直接接触して行う介助サービス ・日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助サービス ・介助に併せて行う専門的な相談助言等	・食事、入浴、排せつの介助 ・おむつの交換 など
生活援助	・日常生活の援助	・掃除、洗濯、調理など
通院等乗降介助	・通院等のための乗車又は降車の介助	・通院等のための介助

※　次のようなサービスは、給付の対象とはなりませんのでご注意ください。
- 家族の部屋の掃除など、家族のための家事
- 庭の草むしりや花木の水やりなど、ホームヘルパーがやらなくても普段の暮らしに支障がないもの
- 大掃除など、普段はやらないような家事

■　標準的な費用

身体介護	1,630円（20分未満） 2,440円（20分以上30分未満） 3,870円（30分以上1時間未満） 5,670円（1時間以上1時間30分未満）
生活援助	1,790円（20分以上45分未満） 2,200円（45分以上）
通院等乗降介助	970円（片道につき）

※　上記の各金額は、1単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.7円で算定するため、7%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.21円で算定するため、2.1%割増になります。）

※　夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）の利用は25%、深夜（22時～6時）の利用は50%が加算されます。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担となります。

※　市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担が原則４分の３に軽減されることがあります。（詳しくは市町にお問い合わせください。）

■　手続き

原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。また、訪問介護の事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

訪問入浴介護

たとえば
- 自分ひとりでお風呂に入れない

ときに

■ 概要

看護職員（１人）と介護職員（２人）が、要介護者の自宅を訪問し、浴槽を自宅に持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。

■ 標準的な費用

（1 回につき）

看護職員（１人）と介護職員（２人）によるサービスを提供した場合	12,660 円
介護職員（３人）だけによるサービスを提供した場合	12,030 円
訪問時の心身の状況等から全身入浴が困難な利用者の希望により,清拭又は部分浴のサービスを提供した場合	11,390 円

※　上記の各金額は、１単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.7 円で算定するため、７%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位 10.21 円で算定するため、2.1%割増になります。）

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担となります。

■ 手続き

主治医に相談の上、原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。

また、訪問入浴介護の事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

訪問看護

たとえば
- 床ずれの手当て
- 医療機器（在宅酸素など）の管理　などが必要なときに

■ 概要

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要介護者の自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

■ 対象者

病状が安定期にあり訪問看護が必要と、主治医が認めた要介護者です。

■ 標準的な費用

（1 回につき）

指定訪問看護ステーションの場合
3,140 円（20 分未満） 4,710 円（30 分未満） 8,230 円（30 分以上 1 時間未満） 11,280 円（1 時間以上 1 時間 30 分未満） ※　准看護師が行う場合,上記の額の 90／100 2,940 円（理学療法士等による訪問） ※　1 日 2 回を超えて指定訪問看護を行った場合、1 回につき上記の額の 90／100

病院又は診療所の場合
2,660 円（20 分未満） 3,990 円（30 分未満） 5,740 円（30 分以上 1 時間未満） 8,440 円（1 時間以上 1 時間 30 分未満） ※　准看護師が行う場合、上記の額の 90／100

※　上記の各金額は、1 単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1 単位 10.7 円で算定するため、7%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1 単位 10.21 円で算定するため、2.1%割増になります。）

※　夜間（18 時～22 時）又は早朝（6 時～8 時）の利用は 25%、深夜（22 時～6 時）の利用は 50%が加算されます。

■ 加算料金

緊急時訪問看護㊟ に同意を得て、緊急時訪問サービスを提供した場合	指定訪問看護ステーションでは 病院又は診療所では	6,000 円（1 月につき） 3,250 円（1 月につき）
気管カニューレを使用しているなどの特別な管理を必要とする利用者の場合	気管カニューレ等を使用している 人工肛門等を使用している	5,000 円（1 月につき） 2,500 円（1 月につき）

注）緊急時訪問看護：24 時間連絡体制のもと必要に応じて訪問看護を行うこと

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担となります。

■ 手続き

主治医に相談の上、原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。訪問看護の事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

訪問リハビリテーション

たとえば
- 自分や家族ではリハビリができない
- 退院した後も自宅でリハビリを続けたい

ときに

■ 概要

病院・診療所等の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、要介護者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要なリハビリテーションを行うサービスです。

■ 対象者

病状が安定期にあり、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、在宅で診療に基づき実施される計画的な医学的管理下でのリハビリテーションが必要と認めた要介護者です。

■ 標準的な費用

3,080 円（１回につき）

※ 広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.55 円で算定するため、5.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位 10.17 円で算定するため、1.7%割増になります。

■ 加算料金

短期集中的に個別リハビリテーションサービスを提供した場合	2,000 円（１日につき）

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担となります。

■ 手続き

当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師に相談の上、原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。

また、訪問リハビリテーションの事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

居宅療養管理指導

たとえば
- 栄養について
- 歯や入れ歯の管理
- 薬ののみ方　などを知りたい　　ときに

■　概要

病院・診療所・薬局の医師・歯科医師・薬剤師等が、通院が困難な要介護者の自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、それらを踏まえた療養上の管理及び指導を行い、ケアマネジャー等へケアプラン作成等に必要な情報提供を行うサービスです。

■　標準的な費用

（１回につき）

医師が行う場合（１月に２回を限度）	
在宅時医学総合管理料等を算定しない利用者	
単一建物居住者１人に対して行う場合	5,150 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	4,870 円
上記以外の場合	4,460 円
在宅時医学総合管理料等を算定する利用者	
単一建物居住者１人に対して行う場合	2,990 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	2,870 円
上記以外の場合	2,600 円

歯科医師が行う場合（１月に２回を限度）	
単一建物居住者１人に対して行う場合	5,170 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	4,870 円
上記以外の場合	4,410 円

病院又は診療所の薬剤師が行う場合（１月に２回を限度）	
単一建物居住者１人に対して行う場合	5,660 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	4,170 円
上記以外の場合	3,800 円

薬局の薬剤師が行う場合（１月に４回を限度、がん末期の要介護者は８回を限度）	
単一建物居住者１人に対して行う場合	5,180 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	3,790 円
上記以外の場合	3,420 円

※　１月に８回を限度とする場合は、１週に２回を限度とされます。

管理栄養士が行う場合（１月に２回を限度）	
単一建物居住者１人に対して行う場合	5,450 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	4,870 円
上記以外の場合	4,440 円

歯科衛生士等が行う場合（１月に４回を限度、がん末期の要介護者は６回を限度）	
単一建物居住者１人に対して行う場合	3,620 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	3,260 円
上記以外の場合	2,950 円

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担となります。

■　手続き

かかりつけの医師又は歯科医師に相談してください。



福祉用具貸与

たとえば
- 介護用ベッドや車いすを使いたい

ときに

■ 概要

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある要介護者の、日常生活上の便宜を図り機能訓練に役立つ福祉用具について、選定の援助・取り付け・調整などを行い、これらの貸与を行うサービスです。

■ 福祉用具の種類

用　具	種　類
車いす*	普通型車いす（自走用）、普通型電動車いす、手押し型車いす（介助型）
車いす付属品*	クッション、電動補助装置等の一定の車いす付属品 （車いすと一体的に使用されるものに限る）
特殊寝台*	・背部や脚部の傾斜角度を調整する機能があるもの ・床の高さを無段階に調節する機能があるもの
特殊寝台付属品*	マットレス、サイドレール等の一定の特殊寝台付属品 （特殊寝台と一体的に使用されるものに限る）
床ずれ防止用具*	・送風装置又は空気圧調整装置からなるエアーマット ・水などの減圧による体圧分散効果をもつ全身用のウォーターマット等
体位変換器*	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、要介護者等の体位を容易に変換できるもの（体位保持のみを目的とするものを除く）
手すり	取り付けに際し工事を伴わないもの
スロープ	段差解消のためであって、取り付けに際し工事を伴わないもの
歩行器	車輪を有するものについては、体の前及び左右を囲む把手等があるもの、四脚を有するものは、上肢で保持して移動させることが可能なもの
歩行補助つえ	松葉杖、多点杖等
認知症老人 徘徊感知機器*	要介護者が屋外へ出ようとした時など、センサーにより感知し、家族や隣人等へ通報するもの
移動用リフト* （つり具の部分を除く）	床走行式、固定式又は据置式で、身体をつり上げ又は体重を支える構造のもの。 寝たきりの場合、ベッドと車いすとの間等の移動を補助するもので、取り付けに住宅改修を伴わないもの
自動排泄処理装置	尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの

次の福祉用具については貸与と販売の選択制の対象となります。
○固定用スロープ　○歩行器（歩行車を除く）○単点杖（松葉づえを除く）○多点杖

＊　要介護１の方は、原則として、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）について、福祉用具貸与サービスは利用できません。

また、要介護１、要介護２又は要介護３の方は、自動排泄処理装置について、福祉用具貸与サービスは利用できません。

ただし、要介護認定データ等に照らして客観的な必要性が認められる場合には、例外として利用できます。

そのほか、医師の所見により、国が定めた状態に該当すると判断され、かつ、適切なケアマネジメントにより貸与が特に必要と判断されていることを市町が確認した場合も、例外として利用できます。

■　標準的なサービス

用具の種類、貸し出し料は事業所によって異なります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担となります。

■　手続き

原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。

また、福祉用具貸与の事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

特定福祉用具販売

たとえば
- 入浴やトイレに便利な用具がほしい　とき

■　概要

在宅の要介護者が入浴・排せつ等に用いる特定福祉用具について、選定の援助・取り付け・調整などを行い、これらの販売を行うサービスです。

■　特定福祉用具

用　具	種　類
腰掛便座	ポータブルトイレ、和式便器の上に置く便座、洋式便器の上に置いて高さを補うもの、立ち上がる動作を助ける便座
自動排泄処理装置の交換可能部品	レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、介護者等が容易に交換できるもの
排泄予測支援機器	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの
入浴補助用具	入浴用いす、浴槽内いす、入浴台、浴室内・浴槽内すのこ、浴槽用手すり、入浴用介助ベルト
簡易浴槽	空気式、折りたたみ式などで、排水工事が不要なもの
移動用リフトのつり具の部分	リフトに連結可能なもの
スロープ	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る
歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四肢を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの
歩行補助つえ	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、ブラットホーム・クラッチ及び多点杖に限る

次の福祉用具については貸与と販売の選択制の対象となります。
〇固定用スロープ　〇歩行器（歩行車を除く）〇単点杖（松葉づえを除く）〇多点杖

■　標準的なサービス

福祉用具購入費の支給限度基準額は、１年間（各年４月１日から 12 か月間）で 10 万円です。
支給額は、実際に福祉用具の購入に要した費用の９割、８割又は７割相当額を上限として支給します。
なお、原則として、支給は、同一年度で同一種目につき１回に限られています。

■　利用者の負担

所得に応じて福祉用具購入費用の１割、２割又は３割の負担となりますが、いったん費用の全額を支払っていただき、後で自己負担分を差し引きした金額が支給されます。

■　手続き

原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。
サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

指定特定福祉用具販売事業所（こちらをご参照ください。）から購入後、領収証やパンフレットなどを添付し、お住まいの市町（保険者）へ支給申請をしてください。

■　問合せ先

市町（保険者）介護保険担当課	P142
介護支援専門員	P67 参照

居宅介護住宅改修費の支給

たとえば
- 転ばないように手すりを取り付けたい
- お風呂場がすべりそうでこわい

ときに

■ 概要

在宅の要介護者が、市町へ事前申請後に手すりの取付け等の住宅改修を行った場合、いったん全額を自己負担していただき、領収書等を市町へ提出すると、本人の自己負担割合分を除いた居宅介護住宅改修費（実際の改修費の９割、８割又は７割相当額）を償還払いで支給します。

※介護予防住宅改修費はP109 参照

■ 対象となる住宅改修

手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などへ、転倒防止や移動補助のための手すりの取り付け。

段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の段差及び玄関から道路などの段差を解消するために、敷居を低くし、あるいはスロープを設置するなどの改修。

〔対象外となるもの〕
昇降機・リフト・段差解消機等動力により段差を解消する機器の設置工事

床又は通路面の材料の変更

居室を畳敷きから板張りやビニール系床材などに変更。浴室の床を滑りにくいものに変更。通路面においては滑りにくい舗装材への変更など。

扉の取替え

開き戸を引き戸や折戸、アコーディオンカーテンなどに取り替え。扉の撤去、ドアノブの変更や戸車の設置も含まれる。

〔対象外となるもの〕
引き戸への取替えに併せて自動ドアとした場合、自動ドアの動力部分の設置に関する費用。

便器の取替え

和式便器から洋式便器へ取り替える場合。

〔対象外となるもの〕
○既に洋式便器であった場合の暖房便座・洗浄機能等を付加する改修（和式便器から、暖房便座・洗浄機能等がついている洋式便器への取替えは対象）
○非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器への取替えの場合、水洗化又は簡易水洗化工事の部分

その他これら各住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

手すりの取付け…手すりの取付けのための壁の下地補強
床段差の解消…浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
床又は通路面の材料の変更…床材の変更のための下地の補修や根太の補強など
扉の取替え…扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
便器の取替え…便器の取替えに伴う床材の変更、便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）

■　標準的なサービス費用

住宅改修費の支給限度基準額は、介護予防住宅改修費及び居宅介護住宅改修費と一元的に管理され、同一住宅で 20 万円です。

支給額は、本人の負担割合（１割、２割又は３割）に応じて、実際に住宅改修に要した費用の９割、８割又は７割相当額を支給します。

支給額は、１割負担の方は支給限度基準額 20 万円の９割である 18 万円が上限となります。

※　例外として、次に掲げる「介護の必要の程度」が３段階以上上がった場合は、改めて住宅改修費が支給されます。

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第６段階	要介護５
第５段階	要介護４
第４段階	要介護３
第３段階	要介護２
第２段階	要支援２又は要介護１
第１段階	要支援１

■　利用者の負担

所得に応じて居宅介護住宅改修費用の１割、２割又は３割を負担しますが、いったん費用の全額を支払い、後で実際の改修費の９割、８割又は７割相当額が支給されます。

■　手続き

直接、お住まいの市町（保険者）へ申請をしてください。

市町に事前申請します

住宅改修を行おうとする前に、市町に、居宅介護支援事業者等による理由書や工事内容がわかる図面及び見積書等を添付して、給付の対象となるか事前申請します。

工事を依頼します

工事業者に工事を依頼します。このとき費用はいったん全額自己負担になります。

市町へ事後申請します

住宅改修工事が完了後、領収書（工事費の内訳が必要です）、改修前と改修後の写真（撮影日が確認できるもの）などを添付して事後申請します。

工事の内容が給付対象であることが確認されると、上限額内で改修費の９割、８割又は７割相当額が支給されます。

■　問合せ先

市町（保険者）介護保険担当課	P142
介護支援専門員	P67　参照
地域包括支援センター	P135

通所介護（デイサービス）

たとえば
- 外に出て、人と交流を持ちたい
- 家族の介護の手を休ませたい

ときに

■ 概要

要介護者が老人デイサービスセンター等（定員 19 人以上の事業所が対象）に通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態確認等の日常生活の世話と機能訓練を行うサービスです。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類や所要時間、要介護度により異なります。

○ 所要時間５時間以上６時間未満の場合（１日につき）

要介護度	通常規模型事業所注)	大規模型Ⅰ注)	大規模型Ⅱ注)
要介護１	5,７００円	5,４４０円	5,２５０円
要介護２	6,７３０円	6,４３０円	6,２００円
要介護３	7,７７０円	7,４３０円	7,１５０円
要介護４	8,８００円	8,４００円	8,１２０円
要介護５	9,８４０円	9,４００円	9,０７０円

○ 所要時間６時間以上７時間未満の場合（１日につき）

要介護度	通常規模型事業所注)	大規模型Ⅰ注)	大規模型Ⅱ注)
要介護１	5,８４０円	5,６４０円	5,４３０円
要介護２	6,８９０円	6,６７０円	6,４１０円
要介護３	7,９６０円	7,７００円	7,４００円
要介護４	9,０１０円	8,７１０円	8,３９０円
要介護５	１０,０８０円	9,７４０円	9,３９０円

注）通常規模型事業所：１月当たり平均利用延人員（要支援者を含む。）が 750 人以下の事業所
大規模事業所Ⅰ：１月当たり平均利用延人員（要支援を含む。）が 750 人を超えて 900 人以下の事業所
大規模事業所Ⅱ：１月当たり平均利用延人員（要支援を含む。）が 900 人を超える事業所

※ 上記の各金額及び加算料金（次頁）は、１単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.45 円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位 10.14 円で算定するため、1.4%割増になります。）

■　加算料金

利用者の選択によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

個別に機能訓練実施計画を作成し,理学療法士等によるサービスを利用する場合	５６０円又は７６０円（１日につき） ※利用する施設により,金額が異なります。
入浴介助を利用する場合	４００円又は５５０円（１日につき） ※利用する施設により,金額が異なります。
若年性認知症の特性やニーズに応じたサービスを利用する場合	600 円（１日につき）
低栄養状態の改善のために,計画を作成し,管理栄養士等によるサービスを利用する場合	2,000 円（１回につき） ※ 月２回を限度
口腔機能改善のために,計画を作成し,歯科衛生士等によるサービスを利用する場合	1,５００円又は 1,６００円（１回につき） ※ 月２回を限度 ※利用する施設により,金額が異なります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、食費やおむつ代等です。

※　市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担と食費が原則４分の３に軽減されることがあります。

（詳しくは市町にお問い合わせください。）

■　手続き

原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。

また、通所介護の事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）



通所リハビリテーション（デイケア）

たとえば
- 施設に通って、リハビリを受けたい

ときに

■ 概要

要介護者が介護老人保健施設や病院・診療所に通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための、必要なリハビリテーションを行うサービスです。

■ 対象者

病状が安定期にあり、主治医が、診療に基づき実施される計画的な医学的管理下でのリハビリテーションが必要と認めた要介護者です。

■ 標準的なサービス費用

所要時間と要介護度により異なります。

○ 所要時間５時間以上６時間未満の場合（１日につき）

要介護度	通常規模の事業所	大規模の事業所
要介護１	6,220円	5,840円
要介護２	7,380円	6,920円
要介護３	8,520円	8,000円
要介護４	9,870円	9,290円
要介護５	11,200円	10,530円

○ 所要時間６時間以上７時間未満の場合（１日につき）

要介護度	通常規模の事業所	大規模の事業所
要介護１	7,150円	6,750円
要介護２	8,500円	8,020円
要介護３	9,810円	9,260円
要介護４	11,370円	10,770円
要介護５	12,900円	12,240円

※ 上記の各金額及び加算料金（次頁）は、１単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.55 円で算定するため、5.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位 10.17 円で算定するため、1.7%割増になります。）

■　加算料金

利用者の選択によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

入浴介助を利用する場合	４００円又は６００円（１日につき） ※利用する施設により、金額が異なります。
医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が協働して継続的にリハビリテーションの質の管理を実施する場合	2,４００円～7,９３０円（１月につき）*1 ※利用する施設により,金額が異なります。
早期に在宅における日常生活活動の自立性を向上させるため、短期集中的にリハビリテーションを実施する場合	1,100 円（１日につき）
若年性認知症の特性やニーズに応じたサービスを利用する場合	600 円（１日につき）
低栄養状態の改善のために、計画を作成し、栄養管理士等によるサービスを利用する場合	2,000 円（１回につき） ※ 月2回を限度
口腔機能改善のために、計画を作成し、歯科衛生士等によるサービスを利用する場合	1,５５０円又は 1,６００円（１回につき） ※ 月２回を限度 ※利用する施設により,金額が異なります。

＊　リハビリテーションの質の管理を実施した期間等により、金額が異なります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、食費やおむつ代等です。

■　手続き

主治医に相談の上、原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。

また、通所リハビリテーションの事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

短期入所生活介護（福祉系のショートステイ）

たとえば
- しばらく介護の手を休めたい
- 急用や旅行などにより自宅で介護ができない

ときに

■ 概要

要介護者が老人短期入所施設や指定介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

■ 対象者

心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため、又は家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある要介護者です。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類と要介護度等により異なります。

○ 短期入所生活介護（１日につき）

要介護度	従来型個室[注1]		多床室[注1]	
	単独型[注2]	併設型[注2]	単独型[注2]	併設型[注2]
要介護１	6,450円	6,030円	6,450円	6,030円
要介護２	7,150円	6,720円	7,150円	6,720円
要介護３	7,870円	7,450円	7,870円	7,450円
要介護４	8,560円	8,150円	8,560円	8,150円
要介護５	9,260円	8,840円	9,260円	8,840円

○ ユニット型短期入所生活介護（１日につき）

要介護度	ユニット型個室[注1]		ユニット型個室的多床室[注1]	
	単独型[注2]	併設型[注2]	単独型[注2]	併設型[注2]
要介護１	7,460円	7,040円	7,460円	7,040円
要介護２	8,150円	7,720円	8,150円	7,720円
要介護３	8,910円	8,470円	8,910円	8,470円
要介護４	9,590円	9,180円	9,590円	9,180円
要介護５	10,280円	9,870円	10,280円	9,870円

注1)　多床室：定員が２名以上の部屋
　　従来型個室：定員が１名となっている部屋
　　ユニット型個室：定員１名のユニットケア[注3)]が提供される部屋
　　ユニット型個室的多床室：定員１名のユニットケア[注3)]が提供される部屋で、プライバシーが確保される等、個室的なしつらえになっているもの
※　各室とも、その他面積基準等があります。

注2)　併設型：社会福祉施設、介護保険施設、特定施設又は医療機関に併設されている事業所
　　単独型：併設型以外の事業所

注3)　ユニットケア：入所者の自律的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた事業所

※　前頁の各金額及び下記加算料金は、１単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位10.55円で算定するため、5.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.17円で算定するため、1.7%割増になります。）

■　加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等が一定数以上配置されている場合	120円（1日につき）
送迎を利用する場合	1,840円（片道につき）

※　この他にも、サービス内容等により、別途費用がかかる場合があります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、滞在費・食費・理美容代等です。

※　市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担と、滞在費・食費が原則４分の３に軽減されることがあります。
（詳しくは市町にお問い合わせください。）

※　所得の低い方は、市町に申請し「負担限度額認定」を受けると、滞在費・食費の負担が軽減される場合があります。（特定入所者介護サービス費）

■　手続き

原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。
サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。
また、短期入所生活介護の事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

短期入所療養介護（医療系のショートステイ）

たとえば
- しばらく介護の手を休めたい
- 急用や旅行などにより自宅で介護ができない

ときに

■ 概要

要介護者が介護老人保健施設や介護医療院等に短期間入所し、看護、医学的管理下の介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話を利用するサービスです。

■ 対象者

病状が安定期にあり、利用者の心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため、又は家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所の必要がある要介護者です。

■ 標準的な費用

利用する施設の種類と要介護度等により異なります。

○ 介護老人保健施設の場合（１日につき）

要介護度	従来型個室注1)	多床室注1)	ユニット型個室注1)	ユニット型個室的多床室注1)
要介護１	7,530円	8,300円	8,360円	8,360円
要介護２	8,010円	8,800円	8,830円	8,830円
要介護３	8,640円	9,440円	9,480円	9,480円
要介護４	9,180円	9,970円	10,030円	10,030円
要介護５	9,710円	10,520円	10,560円	10,560円

○ Ⅰ型介護医療院の場合（１日につき）

要介護度	従来型個室注1)	多床室注1)	ユニット型個室注1)	ユニット型個室的多床室注1)
要介護１	7,780円	8,940円	9,110円	9,110円
要介護２	8,930円	10,060円	10,230円	10,230円
要介護３	11,360円	12,500円	12,680円	12,680円
要介護４	12,400円	13,530円	13,710円	13,710円
要介護５	13,330円	14,460円	14,640円	14,640円

注1)　多床室：定員が２名以上の部屋
従来型個室：定員が１名となっている部屋
ユニット型個室：定員１名のユニットケア注2)が提供される部屋
ユニット型個室的多床室：定員１名のユニットケア注2)が提供される部屋で、プライバシーが確保される等、個室的なしつらえになっているもの

※　各室とも、その他面積基準等があります。

注2)　ユニットケア：入所者の自律的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた事業所

※　前頁の各金額及び下記加算料金は、１単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.45 円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位 10.14 円で算定するため、1.4%割増になります。）

■　加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

送迎を利用する場合	1,840 円（片道につき）

※この他にも、サービス内容や人員配置・施設基準等により、割増料金がかかる場合があります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、滞在費・食費・理美容代等です。

※　所得の低い方は、市町に申請し「負担限度額認定」を受けると、滞在費・食費の負担が軽減される場合があります。（特定入所者介護サービス費」）

■　手続き

主治医に相談の上、原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。

また、短期入所療養介護の事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

特定施設入居者生活介護

たとえば
- 有料老人ホームで生活している
- 有料老人ホームで介護などの世話を受けたい

ときに

■ 概要

介護サービス事業所の指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等で、入居者である要介護者が、その施設の特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話を利用するサービスです。施設が委託契約した訪問介護事業所等を利用する外部サービス利用型もあります。

■ 標準的な費用

○ 特定施設入居者生活介護（１日につき）

要介護度	通常の場合	短期利用の場合
要介護１	5,420円	5,420円
要介護２	6,090円	6,090円
要介護３	6,790円	6,790円
要介護４	7,440円	7,440円
要介護５	8,130円	8,130円

※　上記の各金額及び下記加算料金は、１単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位10.45円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位10.14円で算定するため、1.4%割増になります。）

■ 加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等が一定数以上配置され、個別機能訓練を行う場合	120円（１日につき）

※　この他にも、サービス内容等により、別途費用がかかる場合があります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、食費・理美容代・おむつ代等です。

その他 保険給付の対象外となる費用
　特定施設を利用するための一時金・家賃に相当する費用（利用者が負担します）

■ 手続き

特定施設入居者生活介護事業所（こちらをご参照ください。）にお問合せください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

生活介護が中心の施設です

■ 概要

入所定員が 30 人以上の老人福祉法に規定する特別養護老人ホームで、要介護者に対し施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設です。

■ 対象者

身体上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者です。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類と要介護度により異なります。

○ 通常規模[注1)]の介護老人福祉施設の場合（１日につき）

要介護度	従来型個室[注2)]	多床室[注2)]	ユニット型個室[注2)]	ユニット型個室的多床室[注2)]
要介護１	5,890 円	5,890 円	6,700 円	6,700 円
要介護２	6,590 円	6,590 円	7,400 円	7,400 円
要介護３	7,320 円	7,320 円	8,150 円	8,150 円
要介護４	8,020 円	8,020 円	8,860 円	8,860 円
要介護５	8,710 円	8,710 円	9,550 円	9,550 円

○ 経過的小規模[注1)]の介護老人福祉施設の場合（１日につき）

要介護度	従来型個室[注2)]	多床室[注2)]	ユニット型個室[注2)]	ユニット型個室的多床室[注2)]
要介護１	6,940 円	6,940 円	7,680 円	7,680 円
要介護２	7,620 円	7,620 円	8,360 円	8,360 円
要介護３	8,350 円	8,350 円	9,100 円	9,100 円
要介護４	9,030 円	9,030 円	9,770 円	9,770 円
要介護５	9,680 円	9,680 円	10,430 円	10,430 円

注1)　通常規模：入所定員が30人以上の施設
　　小規模：入所定員が30人の施設
注2)　多床室：定員が２名以上の部屋
　　従来型個室：定員が１名となっている部屋
　　ユニット型個室：定員１名のユニットケア[注3)]が提供される部屋
　　ユニット型個室的多床室：定員１名のユニットケア[注3)]が提供される部屋で、プライバシーが確保される等、個室的なしつらえになっているもの
　※　各室とも、その他面積基準等があります。
注3)　ユニットケア：入所者の自律的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた施設

※　前頁の各金額及び下記加算料金は、１単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位10.45円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位10.14円で算定するため、1.4%割増になります。）

■　加算料金

施設によっては、サービス内容や人員配置・施設基準等により、上記以外についても費用がかかる場合があります。

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等が一定数以上配置されている場合	120円（1日につき）
専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師が一定数以上配置されている場合	250円（1日につき）
入所した日から起算して30日以内の期間	300円（1日につき）

※　この他にも、サービス内容等により、別途費用がかかる場合があります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、居住費・食費・理美容代等です。

※　市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担と、居住費・食費が原則４分の３に軽減されることがあります。
（詳しくは市町にお問い合わせください。）

※　所得の低い方は、市町に申請し「負担限度額認定」を受けると、居住費・食費の負担が軽減される場合があります。（特定入所者介護サービス費）

■　人員配置

医師、生活相談員、介護職員及び看護職員、栄養士又は管理栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員

■　設備

居室、食堂及び機能訓練室、静養室、浴室、洗面所、便所、医務室

■　手続き

入所を希望する指定介護老人福祉施設（こちらをご参照ください。）にお問合せください。

介護老人保健施設

介護やリハビリが中心の施設です

■ 概要

要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、必要な医療、日常生活上の世話を行い、在宅への復帰とともに、在宅生活の継続を支援する施設です。

■ 対象者

病状が安定期にあり、入院治療をする必要はないが、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療を要する要介護者です。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類と要介護度により異なります。

○ 介護老人保健施設（１日につき）

要介護度	従来型個室[注1)]		多床室[注1)]		ユニット型個室[注1)]		ユニット型個室的多床室[注1)]	
	基本型	在宅強化型[注2)]	基本型	在宅強化型[注2)]	基本型	在宅強化型[注2)]	基本型	在宅強化型[注2)]
要介護１	7,170円	7,880円	7,930円	8,710円	8,020円	8,760円	8,020円	8,760円
要介護２	7,630円	8,630円	8,430円	9,470円	8,480円	9,520円	8,480円	9,520円
要介護３	8,280円	9,280円	9,080円	10,140円	9,130円	10,180円	9,130円	10,180円
要介護４	8,830円	9,850円	9,610円	10,720円	9,680円	10,770円	9,680円	10,770円
要介護５	9,320円	10,400円	10,120円	11,250円	10,180円	11,300円	10,180円	11,300円

注1) 多床室：定員が２名以上の部屋
従来型個室：定員が１名となっている部屋
ユニット型個室：定員が１名のユニットケア[注3)]が提供される部屋
ユニット型個室的多床室：定員が１名のユニットケア[注3)]が提供される部屋で、プライバシーが確保される等、個室的なしつらえになっているもの

注2) 在宅強化型：在宅復帰の状況及びベッドの回転率等の指標について、算定要件を満たしている事業所

注3) ユニットケア：入所者の自律的生活を保障する個室と、小人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた事業所

※ 上記の各金額及び次頁の加算料金は、１単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位10.45円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位10.14円で算定するため、1.4%割増になります。）

■　加算料金

施設によっては、サービス内容や人員配置・施設基準等により、加算料金がかかる場合があります。

入所した日から起算して30日以内の期間について	１日につき300円

※この他にも、サービス内容や人員配置・施設基準により、加算料金がかかる場合があります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、居住費・食費・理美容代等です。

※　所得の低い方は、市町に申請し「負担限度額認定」を受けると、居住費・食費の負担が軽減される場合があります。（特定入所者介護サービス費）

■　人員配置

医師、薬剤師、介護職員及び看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、栄養士又は管理栄養士、介護支援専門員、調理員、事務員その他の従業者

■　設備

療養室（居室あたりの定員は４人以下）、機能訓練室、食堂、屋内の直通階段及びエレベーター、診察室、談話室、浴室、レクリエーション・ルーム、洗面所、便所、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、避難階段、消火設備

■　手続き

入所を希望する介護老人保健施設（こちらをご参照ください。）にお問合せください。

介護医療院

医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設です。

■ 概要

要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設です。

■ 対象者

長期療養を要する要介護者です。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類と要介護度により異なります。

○ Ⅰ型介護医療院（１日につき）

要介護度	従来型個室[注1)]	多床室[注1)]	ユニット型個室[注1)]	ユニット型個室的多床室[注1)]
要介護１	7,210円	8,330円	8,500円	8,500円
要介護２	8,320円	9,430円	9,600円	9,600円
要介護３	10,700円	11,820円	11,990円	11,990円
要介護４	11,720円	12,830円	13,000円	13,000円
要介護５	12,630円	13,750円	13,920円	13,920円

注１） 多床室：定員が２名以上の部屋
従来型個室：定員が１名となっている部屋
ユニット型個室：定員１名のユニットケア[注2)]が提供される部屋
ユニット型個室的多床室：定員１名のユニットケア[注2)]が提供される部屋で、プライバシーが確保される等、個室的なしつらえになっているもの

※ 各室とも、その他面積基準等があります。

注２） ユニットケア：入所者の自律的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた施設

※ 上記の各金額及び次頁の加算料金は、１単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位10.45円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位10.14円で算定するため、1.4%割増になります。）

■　加算料金

施設によっては、サービス内容や人員配置・施設基準等により、加算料金がかかる場合があります。

入所した日から起算して30日以内の期間について	１日につき300円

※この他にも、サービス内容や人員配置・施設基準により、加算料金がかかる場合があります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、居住費・食費・理美容代等です。

※　所得の低い方は、市町に申請し「負担限度額認定」を受けると、居住費・食費の負担が軽減される場合があります。（特定入所者介護サービス費）

■　人員配置

医師、薬剤師、介護職員、看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、栄養士又は管理栄養士、介護支援専門員、診療放射線技師、調理員、事務員その他の従業者

■　設備

療養室（定員は４人以下、１人当たりの床面積は８㎡以上）、診察室、処置室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、洗面所、便所、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、放射線に関する構造設備、避難階段、消火設備

■　手続き

入所を希望する介護医療院（こちらをご参照ください。）にお問合せください。

介護予防支援（介護予防サービス計画の作成など）

在宅の要支援者が、介護保険から給付される介護予防サービス等を適切に利用できるように、依頼を受けた専門機関により行われる介護予防サービス計画の作成、予防サービス事業者との利用調整や紹介等のケアマネジメントを、介護予防支援といいます。

介護予防サービス計画は、要支援者の心身の状況や置かれている環境、本人や家族の希望等を踏まえて作成されます。

■ 標準的なサービス費用

（要支援１・２）　4,420 円／月（地域包括支援センターのみ）
4,720 円／月（指定居宅介護支援事業者のみ）

※ 上記の金額は、１単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.7 円で算定するため、7%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位 10.21 円で算定するため、2.1%割増になります。）

■ 利用者の負担

介護予防支援に要する費用については、利用者の負担はありません。

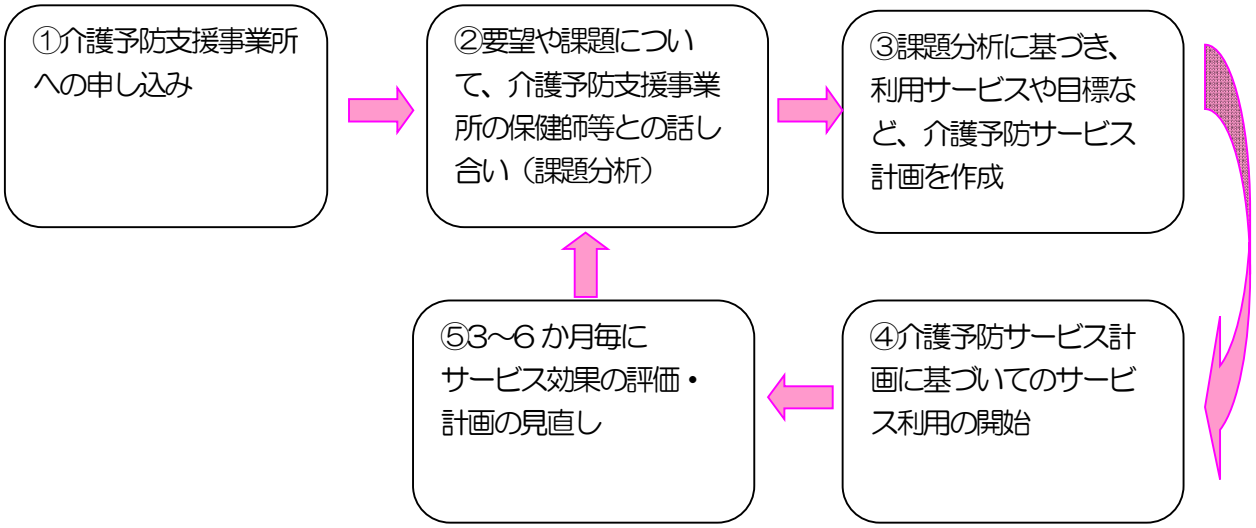
■ 手続き

介護予防支援事業所（地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業所）に直接申し込んでください。

■ 問合せ先

介護予防支援事業所（地域包括支援センター）	（P146・又はこちらをご参照ください。）
介護予防支援事業所（指定居宅介護支援事業所）	（こちらをご参照ください。）

■ 介護予防サービス計画の作成の流れ



介護予防訪問入浴介護

■ 概要

看護職員（１人）と介護職員（１人）が、介護予防を目的として要支援者の自宅を訪問し、浴槽を自宅に持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。

■ 標準的な費用

（1 回につき）

看護職員（1 人）と介護職員（1 人）によるサービスを提供した場合	8,560 円
介護職員（2 人）だけによるサービスを提供した場合	8,130 円
訪問時の心身の状況等から全身入浴が困難な利用者の希望により,清拭又は部分浴のサービスを提供した場合	7,700 円
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上に対してサービスを提供した場合	7,700 円
事業所と同一建物の利用者 50 人以上に対してサービスを提供した場合	7,280 円

※　上記の各金額は、１単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.7 円で算定するため、7%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1 単位 10.21 円で算定するため、2.1%割増になります。）

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担となります。

■ 手続き

主治医に相談の上、原則として、介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護予防サービス計画を作成するために、介護予防支援事業所（地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業所）に相談してください。

なお、介護予防訪問入浴介護の事業所については、こちらをご参照ください。

介護予防訪問看護

■ 概要

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、介護予防を目的として要支援者の自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

■ 対象者

病状が安定期にあり訪問看護が必要と、主治医が認めた要支援者です。

■ 標準的な費用

（1回につき）

指定介護予防訪問看護ステーションの場合

3,030円（20分未満）
4,510円（30分未満）
7,940円（30分以上1時間未満）
10,900円（1時間以上1時間30分未満）
※ 准看護師が行う場合,上記の額の90／100
2,840円（理学療法士等による訪問）
※ 1日2回を超えて指定介護予防訪問看護を行った場合、1回につき上記の額の50／100

病院又は診療所の場合

2,560円（20分未満）
3,820円（30分未満）
5,530円（30分以上1時間未満）
8,140円（1時間以上1時間30分未満）
※ 准看護師が行う場合、上記の額の90／100

※ 上記の各金額及び下記加算料金は、1単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.7円で算定するため、7%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.21円で算定するため、2.1%割増になります。）

※ 夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）等の利用は25%、深夜（22時～6時）は50%が加算されます。

■ 加算料金

緊急時介護予防訪問看護[注] に同意する場合	指定介護予防訪問看護ステーションでは 5,740円（1月につき） 病院又は診療所では 3,150円（1月につき）
気管カニューレを使用しているなどの特別な管理を必要とする利用者の場合	気管カニューレ等を使用している 5,000円（1月につき） 人工肛門等を使用している 2,500円（1月につき）

注）緊急時介護予防訪問看護：24時間連絡体制のもと必要に応じて介護予防訪問看護を行うこと

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担となります。

■ 手続き

主治医に相談の上、原則として、介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護予防サービス計画を作成するために、介護予防支援事業所（地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業所）に相談してください。

なお、介護予防訪問看護の事業所については、こちらをご参照ください。

介護予防訪問リハビリテーション

■ 概要

病院・診療所の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、介護予防を目的として要支援者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要なリハビリテーションを行うサービスです。

■ 対象者

病状が安定期にあり、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が、在宅で診療に基づき実施される計画的な医学的管理下でのリハビリテーションが必要と認めた要支援者です。

■ 標準的な費用

2,980 円（１回につき）

※ 上記金額及び下記加算料金は１単位 10 円で算定します。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.55 円で算定するため、5.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位 10.17 円で算定するため、1.7%割増になります。）

■ 加算料金

短期集中的に個別リハビリテーションサービスを提供した場合	退院（所）日等から３月以内 2,000 円（１日につき）

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担となります。

■ 手続き

当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師に相談の上、原則として、介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護予防サービス計画を作成するために、介護予防支援事業所（地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業所）に相談してください。

なお、介護予防訪問リハビリテーションの事業所については、こちらをご参照ください。

介護予防居宅療養管理指導

■ 概要

介護予防を目的として、病院・診療所・薬局の医師・歯科医師・薬剤師等が、通院が困難な要支援者の自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、それらを踏まえた療養上の管理及び指導を行い、指定介護予防支援事業者等へ介護予防サービス計画作成等に必要な情報提供を行うサービスです。

■ 標準的な費用

（１回につき）

医師が行う場合（１月に２回を限度）	
在宅時医学総合管理料等を算定しない利用者	
単一建物居住者１人に対して行う場合	5,150 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	4,870 円
上記以外の場合	4,460 円
在宅時医学総合管理料等を算定する利用者	
単一建物居住者１人に対して行う場合	2,990 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	2,870 円
上記以外の場合	2,600 円

歯科医師が行う場合（１月に２回を限度）	
単一建物居住者１人に対して行う場合	5,170 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	4,870 円
上記以外の場合	4,410 円

病院又は診療所の薬剤師が行う場合（１月に２回を限度）	
単一建物居住者１人に対して行う場合	5,660 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	4,170 円
上記以外の場合	3,800 円

薬局の薬剤師が行う場合（１月に４回を限度，がん末期の要介護者は８回を限度）	
単一建物居住者１人に対して行う場合	5,180 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	3,790 円
上記以外の場合	3,420 円

※　１月に８回を限度とする場合は，１週に２回を限度とされます。

管理栄養士が行う場合（１月に２回を限度）	
単一建物居住者１人に対して行う場合	5,450 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	4,870 円
上記以外の場合	4,440 円

歯科衛生士等が行う場合（１月に４回を限度）	
単一建物居住者１人に対して行う場合	3,620 円
単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	3,260 円
上記以外の場合	2,950 円

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担となります。

■　手続き

かかりつけの医師又は歯科医師に相談してください。

介護予防福祉用具貸与

■ 概要

介護予防を目的として、要支援者の、日常生活上の便宜を図り機能訓練に役立つ福祉用具について、選定の援助・取り付け・調整などを行い、これらの貸与を行うサービスです。

■ 福祉用具の種類

用　具	種　類
手すり	取り付けに際し工事を伴わないもの
スロープ	段差解消のためであって、取り付けに際し工事を伴わないもの
歩行器	車輪を有するものについては、体の前及び左右を囲む把手等があるもの 四脚を有するものは、上肢で保持して移動させることが可能なもの
歩行補助つえ	松葉杖、多点杖等

※　次の福祉用具については貸与と販売の選択制の対象となります。

〇固定用スロープ　〇歩行器（歩行車を除く）〇単点杖（松葉づえを除く）〇多点杖

※　この表以外の福祉用具（車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）及び自動排泄処理装置）については、原則として介護予防福祉用具貸与サービスは利用できません。

ただし、要介護認定データ等に照らして客観的な必要性が認められる場合には、例外として利用できます。

そのほか、医師の所見により、国が定めた状態に該当すると判断され、かつ、適切なケアマネジメントにより貸与が特に必要と判断されていることを市町が確認した場合も、例外として利用できます。

■ 標準的なサービス費用

用具の種類、貸し出し料は事業所によって異なります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担となります。

■ 手続き

原則として、介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護予防サービス計画を作成するために、介護予防支援事業所（地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業所）に相談してください。

なお、介護予防福祉用具貸与の事業所については、こちらをご参照ください。

特定介護予防福祉用具販売

■ 概要

介護予防を目的として、在宅の要支援者が入浴・排せつ等に用いる特定介護予防福祉用具について、選定の援助・取り付け・調整などを行い、これらの販売を行うサービスです。

■ 特定介護予防福祉用具

用　具	種　類
腰掛便座	ポータブルトイレ、和式便器の上に置く便座、洋式便器の上に置いて高さを補うもの、立ち上がる動作を助ける便座
自動排泄処理装置の交換可能部品	レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、介護者等が容易に交換できるもの
排泄予測支援機器	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの
入浴補助用具	入浴用いす、浴槽内いす、入浴台、浴室内・浴槽内すのこ、浴槽用手すり、入浴用介助ベルト
簡易浴槽	空気式、折りたたみ式などで、排水工事が不要なもの
移動用リフトのつり具の部分	リフトに連結可能なもの*

次の福祉用具については貸与と販売の選択制の対象となります。

〇固定用スロープ　〇歩行器（歩行車を除く）〇単点杖（松葉づえを除く）〇多点杖

＊　例外的に、移動用リフト（つり具の部分を除く）の貸与サービスを利用している方は、購入できます。

■ 標準的なサービス費用

福祉用具購入費の支給限度基準額は、１年間（各年４月１日から 12 か月間）で 10 万円です。

支給額は、実際に特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の９割、８割又は７割相当額を上限として支給します。なお、原則として、支給は同一年度で同一種目につき１回に限られています。

■ 利用者の負担

所得に応じて特定介護予防福祉用具購入費用の１割、２割又は３割の負担となりますが、いったん費用の全額を支払い、後で自己負担分を差し引きした金額が支給されます。

■ 手続き

原則として、介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護予防サービス計画を作成するために、介護予防支援事業所（地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業所）に相談してください。

指定特定介護予防福祉用具販売事業所（こちらをご参照ください。）から購入後、領収証やパンフレットなどを添付し、お住まいの市町（保険者）へ支給申請をしてください。

■ 問合せ先

市町（保険者）介護保険担当課	P142
地域包括支援センター	P146

介護予防住宅改修費の支給

在宅の要支援者が、市町へ事前申請後に手すりの取付け等の住宅改修を行った場合、いったん全額を自己負担していただき、領収書等を市町へ提出すると、自己負担割合分を除いた介護予防住宅改修費（実際の改修費の９割、８割又は７割相当額）を償還払いで支給されます。

対象となる改修の種類、標準的なサービス費用、利用者の負担、手続き等は、Ｐ85 の居宅介護住宅改修費の支給と同じです。

住宅改修費（介護予防住宅改修費及び居宅介護住宅改修費）は一元的に管理され、支給限度基準額は、同一住宅について 20 万円で、１割負担の方は、９割相当額 18 万円が上限となります。

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

■ 概要

要支援者が介護老人保健施設や病院・診療所に通い、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練など、必要なリハビリテーションを受けるサービスです。

■ 対象者

病状が安定期にあり、主治医が、診療に基づき実施される計画的な医学的管理下でのリハビリテーションが必要と認めた要支援者です。

■ 標準的なサービス費用

要支援者がデイケアを利用する場合は、原則として、月単位・定額制になります。

要支援１	22,680 円（月額・定額制）
要支援２	42,280 円（月額・定額制）

※　上記の各金額及び下記加算料金は、１単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.55 円で算定するため、5.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位 10.17 円で算定するため、1.7%割増になります。）

■ 加算料金

利用者の選択によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

低栄養状態の改善のために、計画を作成し、管理栄養士等によるサービスを利用する場合	2,000 円（月額）
口腔機能改善のために、計画を作成し、歯科衛生士等によるサービスを利用する場合	1,500 円又は 1,600 円（月額）

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、食費やおむつ代等です。

■ 手続き

主治医に相談の上、原則として、介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護予防サービス計画を作成するために、介護予防支援事業所（地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業所）に相談してください。

なお、介護予防通所リハビリテーションの事業所については、こちらをご参照ください。

介護予防短期入所生活介護（福祉系のショートステイ）

■ 概要

介護予防を目的として、要支援者が老人短期入所施設や指定介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活の支援や機能訓練を行うサービスです。

■ 対象者

心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため、又は家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある要支援者です。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類と要介護度等により異なります。

○ 介護予防短期入所生活介護（１日につき）

要介護度	従来型個室[注1]		多床室[注1]	
	単独型[注2]	併設型[注2]	単独型[注2]	併設型[注2]
要支援１	4,790円	4,510円	4,790円	4,510円
要支援２	5,960円	5,610円	5,960円	5,610円

○ ユニット型介護予防短期入所生活介護（１日につき）

要介護度	ユニット型個室[注1]		ユニット型個室的多床室[注1]	
	単独型[注2]	併設型[注2]	単独型[注2]	併設型[注2]
要支援１	5,610円	5,290円	5,610円	5,290円
要支援２	6,810円	6,560円	6,810円	6,560円

注1） 多床室：定員が２名以上の部屋
従来型個室：定員が１名となっている部屋
ユニット型個室：定員１名のユニットケア[注3]が提供される部屋
ユニット型個室的多床室：定員１名のユニットケア[注3]が提供される部屋で、プライバシーが確保される等、個室的なしつらえになっているもの
※ 各室とも、その他面積基準等があります。

注2） 併設型：社会福祉施設、介護保険施設、特定施設又は医療機関に併設されている事業所
単独型：併設型以外の事業所

注3） ユニットケア：入所者の自律的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた事業所

※ 上記の各金額及び加算料金（次頁）は、１単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位10.55円で算定するため、5.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位10.17円で算定するため、1.7%割増になります。）

■　加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用がかかります。

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等が一定数以上配置されている場合	120円（1日につき）
送迎を利用する場合	1,840円（片道につき）

※　この他にも、サービス内容等により、別途費用がかかる場合があります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、滞在費・食費・理美容代等です。

※　市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の１割負担と、滞在費・食費が原則４分の３に軽減されることがあります。（詳しくは市町にお問い合わせください。）

※　所得の低い方は、市町に申請し「負担限度額認定」を受けると、滞在費・食費の負担が軽減される場合があります。（特定入所者介護予防サービス費）

■　手続き

原則として、介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護予防サービス計画を作成するために、介護予防支援事業所（地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業所）に相談してください。

なお、介護予防短期入所生活介護の事業所については、こちらをご参照ください。

介護予防短期入所療養介護（医療系のショートステイ）

■ 概要

介護予防を目的として、要支援者が介護老人保健施設や介護医療院等に短期間入所し、看護、医学的管理下の介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活の支援を利用するサービスです。

■ 対象者

病状が安定期にあり、利用者の心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため、又は家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所の必要がある要支援者です。

■ 標準敵な費用

利用する施設の種類と要介護度等により異なります。

○ 介護老人保健施設の場合（１日につき）

要介護度	従来型個室[注1)]	多床室[注1)]	ユニット型個室[注1)]	ユニット型個室的多床室[注1)]
要支援１	5,790円	6,130円	6,240円	6,240円
要支援２	7,260円	7,740円	7,890円	7,890円

○ Ｉ型介護医療院の場合（１日につき）

要介護度	従来型個室[注1)]	多床室[注1)]	ユニット型個室[注1)]	ユニット型個室的多床室[注1)]
要支援１	6,030円	6,660円	6,870円	6,870円
要支援２	7,410円	8,270円	8,520円	8,520円

注1)　多床室：定員が２名以上の部屋
従来型個室：定員が１名となっている部屋
ユニット型個室：定員１名のユニットケア[注3)]が提供される部屋
ユニット型個室的多床室：定員１名のユニットケア[注3)]が提供される部屋で、プライバシーが確保される等、個室的なしつらえになっているもの
※　各室とも、その他面積基準等があります。

注2)　配置介護職員「4：1以上」の場合：利用者４人に対し、介護職員の数が常勤換算方法で１人以上配置していることをいいます。このほか看護職員等も配置されます。

注3)　ユニットケア：入所者の自律的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた事業所

※　上記の各金額及び加算料金は、１単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位10.45円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位10.14円で算定するため、1.4%割増になります。）

■　加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

（介護老人保健施設の場合）

送迎を利用する場合	1,840円（片道につき）

※　この他にも、サービス内容等により、別途費用がかかる場合があります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、滞在費・食費・理美容代等です。

※　所得の低い方は、市町に申請し「負担限度額認定」を受けると、滞在費・食費の負担が軽減される場合があります。（特定入所者介護予防サービス費）

■　手続き

主治医に相談の上、原則として、介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。サービスを利用する場合には、介護予防介護サービス計画を作成するために、介護予防支援事業所（地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業所）に相談してください。

なお、介護予防短期入所療養介護の事業所については、こちらをご参照ください。

介護予防特定施設入居者生活介護

■ 概要

介護サービス事業所の指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等で、入居者である要支援者が、介護予防を目的として、その施設の特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の支援や、機能訓練・療養上の世話を利用するサービスです。

施設が委託契約した介護予防訪問介護事業所等を利用する外部サービス利用型もあります。

■ 標準的な費用

○ 介護予防特定施設入居者生活介護（１日につき）

要支援１	1,830円
要支援２	3,130円

※ 上記の各金額及び下記加算料金は、１単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位10.45円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.14円で算定するため、1.4%割増になります。）

■ 加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等が一定数以上配置され、個別機能訓練を行う場合	120円（1日につき）

※ この他にも、サービス内容等により、別途費用がかかる場合があります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、食費・理美容代・おむつ代等です。

その他 保険給付の対象外となる費用
特定施設を利用するための一時金・家賃に相当する費用（利用者が負担します）

■ 手続き

介護予防特定施設入居者生活介護事業所（こちらをご参照ください。）にお問合せください。
（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

たとえば
- ホームヘルパー等による定期巡回や随時対応などのサービスを受けながら自宅での生活を継続したい

ときに

■ 概要

要介護者が自宅で生活できるよう、日中・夜間を通じて１日複数回の定期訪問と随時の対応を介護・看護が一体的に又は密接に連携しながら提供するサービスです。

提供するサービスは、次のとおりです。

①定期巡回サービス	訪問介護員等が定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話
②随時対応サービス	随時、利用者等からの通報を受け、訪問介護員等による対応の要否等を判断するサービス
③随時訪問サービス	随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話
④訪問看護サービス	看護師等が医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助

■ 標準的な費用

（１月につき）

要介護度	一体型事業所[注]		連携型事業所[注]
	介護・看護利用者	介護利用者	
要介護１	79,460円	54,460円	54,460円
要介護２	124,130円	97,200円	97,200円
要介護３	189,480円	161,400円	161,400円
要介護４	233,580円	204,170円	204,170円
要介護５	282,980円	246,920円	246,920円

注）　一体型事業所：上記①から④までのサービスを提供する事業所

連携型事業所：上記①から③までのサービスを提供する事業所

○ 夜間にのみサービスを行う場合

基本夜間訪問サービス	9,890 円（１月につき）
定期巡回サービス	3,720 円（１回につき）
随時訪問サービス	5,670 円（１回につき）
随時訪問サービス （2 人によるサービス）	7,640 円（１回につき）

※　前頁の各金額及び加算料金（下記）は、１単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位10.7円で算定するため、7%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位10.21円で算定するため、2.1%割増になります。）

※　サービスの質を確保するため、市町が通常の報酬よりも高い報酬を算定できることになっています。

■　加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

サービスを利用した日から起算して30日以内の期間	300円（１日につき）

※　この他、サービス内容等によって、別途費用がかかることがあります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担です。

※　市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担が原則４分の３に軽減されることがあります。（詳しくは市町にお問い合わせください。）

■　手続き

主治医に相談の上、原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

なお、地域密着型サービスについては、原則、事業所の所在する市町の住民のみがサービスを受けることができます。



夜間対応型訪問介護

たとえば夜間に
- 入浴やトイレ
- 衣類の交換
- 食事

を自分ひとりですることが難しいときに

■ 概要

ホームヘルパー等が、夜間に要介護者の自宅を定期的に巡回したり、連絡に応じて訪問したりして、排せつの介護等の日常生活上の世話、緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うサービスです。

サービスの種類	サービスの内容
オペレーションセンターサービス	あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等の訪問の要否等を判断する。
定期巡回サービス	定期的に利用者の居宅を巡回訪問し、入浴・食事・排せつの介護、緊急時の対応等を行う。
随時訪問サービス	オペレーションセンター等からの随時の連絡に対応して、利用者の居宅を訪問し、入浴・食事・排せつの介護、緊急時の対応等を行う。

■ 標準的な費用

○ オペレーションセンターがある事業所の場合

基本夜間対応型訪問介護 （オペレーションセンターサービス）	9,890円（1月につき）
定期巡回サービス	3,720円（1回につき）
随時訪問サービス	5,670円（1回につき）
随時訪問サービス （2人によるサービス）	7,640円（1回につき）

○ オペレーションセンターがない事業所の場合

夜間対応型訪問介護	27,020円（1月につき）

※ 上記の各金額は、1単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.7円で算定するため、7%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.21円で算定するため、2.1%割増になります。）

※ サービスの質を確保するため、市町が通常の報酬よりも高い報酬を算定できることとなっています。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担です。

※　市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担が原則４分の３に軽減されることがあります。（詳しくは市町にお問い合わせください。）

■　手続き

原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。

また、夜間対応型訪問介護の事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

なお、地域密着型サービスについては、原則、事業所の所在する市町の住民のみがサービスを受けることができます。

地域密着型通所介護

たとえば
- 外に出て、人と交流を持ちたい
- 家族の介護の手を休ませたい

ときに

■ 概要

要介護者が老人デイサービスセンター等（定員 18 人以下の小規模な事業所が対象）に通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態確認等の日常生活の世話と機能訓練を行うサービスです。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類や所要時間、要介護度により異なります。

○ 地域密着型通所介護費（１日につき）

要介護度	５時間以上６時間未満	６時間以上７時間未満
要介護１	6,570 円	6,780 円
要介護２	7,760 円	8,010 円
要介護３	8,960 円	9,250 円
要介護４	10,130 円	10,490 円
要介護５	11,340 円	11,720 円

○ 難病やがん末期の要介護者が指定療養通所介護事業所でサービスを利用する場合（1 月につき）

127,850 円

○ 難病やがん末期の要介護者が指定療養通所介護事業所で、短期サービスを利用する場合（1 日につき）

13,350 円

※ 上記の各金額及び加算料金は、１単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.45 円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位 10.14 円で算定するため、1.4%割増になります。）

■ 加算料金

利用者の選択によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

個別に機能訓練実施計画を作成し、理学療法士等によるサービスを利用する場合	560 円又は 760 円（１日につき） ※利用する施設により、金額が異なります。
入浴介助を利用する場合	400 円又は 550 円（１日につき） ※利用する施設により、金額が異なります。
若年性認知症の特性やニーズに応じたサービスを利用する場合	600 円（１日につき）

低栄養状態の改善のために、計画を作成し、管理栄養士等によるサービスを利用する場合	2,000 円（１回につき） ※ 月２回を限度
口腔機能改善のために、計画を作成し、歯科衛生士等によるサービスを利用する場合	1,500 円又は 1,600 円（１回につき） ※ 月２回を限度 ※利用する施設により金額が異なります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、食費やおむつ代等です。

※　市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担と食費が原則４分の３に軽減されることがあります。

（詳しくは市町にお問い合わせください。）

■　手続き

原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。

また、地域密着型通所介護の事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

たとえば
- 外に出て、人と交流を持ちたい
- 家族の介護の手を休ませたい

ときに

■ 概要

認知症の要介護者又は要支援者がデイサービスセンター等に通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態確認等の日常生活の世話と機能訓練を行うサービスです。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類や所要時間、要介護度・要支援度により異なります。

認知症対応型通所介護の場合

○ 所要時間５時間以上６時間未満の場合（１日につき）

要介護度	単独型(注)	併設型(注)	共用型(注)
要介護１	8,580円	7,710円	4,450円
要介護２	9,500円	8,540円	4,600円
要介護３	10,400円	9,360円	4,770円
要介護４	11,320円	10,160円	4,930円
要介護５	12,250円	10,990円	5,100円

○ 所要時間６時間以上７時間未満の場合（１日につき）

要介護度	単独型(注)	併設型(注)	共用型(注)
要介護１	8,800円	7,900円	4,570円
要介護２	9,740円	8,760円	4,720円
要介護３	10,660円	9,600円	4,890円
要介護４	11,610円	10,420円	5,060円
要介護５	12,560円	11,270円	5,220円

注）単独型：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等に併設されていないもの
併設型：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等に併設されているもの
共用型：認知症対応型共同生活介護事業所等の居間や食堂等で行われるもの

介護予防認知症対応型通所介護の場合

○　所要時間５時間以上６時間未満の場合（１日につき）

要介護度	単独型(注)	併設型(注)	共用型(注)
要支援１	7,410円	6,670円	4,130円
要支援２	8,280円	7,430円	4,360円

○　所要時間６時間以上７時間未満の場合（１日につき）

要介護度	単独型(注)	併設型(注)	共用型(注)
要支援１	7,600円	6,840円	4,240円
要支援２	8,510円	7,620円	4,470円

※　標準的なサービス費用の各金額及び加算料金は、１単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位10.55円で算定するため、5.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位10.17円で算定するため、1.7%割増になります。）

■　加算料金

事業所の体制によっては、標準的なサービス費用以外に次の費用などがかかります。

１日120分以上専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等が配置され、個別機能訓練計画を作成し、計画に基づいて機能訓練が行われている場合	270円（１日につき）
入浴介助を利用する場合	400円又は550円（１日につき） ※利用する施設により、金額が異なります。

※　この他、サービス内容等によって、別途費用がかかることがあります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、食費やおむつ代等です。

※　市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担と食費が原則４分の３に軽減されることがあります。（詳しくは市町にお問い合わせください。）

■　手続き

原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。

また、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

なお、地域密着型サービスについては、原則、事業所の所在する市町の住民のみがサービスを受けることができます。

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

たとえば
- 住みなれた自宅で日常生活を続けたい

ときに

■ 概要

「通い」を中心として、要介護者又は要支援者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類と要介護度・要支援度により異なります。

○ 小規模多機能型居宅介護の場合（１月につき）

	同一建物に居住する者以外	同一建物に居住する者
要介護１	104,580 円	94,230 円
要介護２	153,700 円	138,490 円
要介護３	223,590 円	201,440 円
要介護４	246,770 円	222,330 円
要介護５	272,090 円	245,160 円

○ 介護予防小規模多機能型居宅介護の場合（１月につき）

	同一建物に居住する者以外	同一建物に居住する者
要支援１	34,500 円	31,090 円
要支援２	69,720 円	62,810 円

※ 上記の各金額及び下記加算料金は、１単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.55 円で算定するため、5.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位 10.17 円で算定するため、1.7%割増になります。）

※ サービスの質を確保するため、市町が通常の報酬よりも高い報酬を算定できることとなっています。

■ 加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

登録した日から起算して 30 日以内の期間	300 円（１日につき）

※ この他、サービス内容等によって、別途費用がかかることがあります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、食費・おむつ代・宿泊費等です。

※ 市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担と、食費・宿泊費が原則４分の３に軽減されることがあります。（詳しくは市町にお問い合わせください。）

■ 手続き

小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（こちらをご参照ください。）にお問合せください。なお、地域密着型サービスについては、原則、事業所の所在する市町の住民のみがサービスを受けることができます。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

※ 小規模多機能型居宅介護を利用している場合は、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与を除く居宅サービスや地域密着型サービスは利用できません。

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

たとえば
- 認知症があるが、家庭的な環境で生活を送りたい

ときに

■ 概要

比較的安定状態にある認知症の要介護者又は要支援者が、少人数（５人～９人）の家庭的な環境のもと、共同生活をおくる認知症高齢者のためのグループホームで、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

■ 対象者

入居にあたっては、入居申込者が認知症の状態にあることを主治医の診断書等で確認します。

ただし、少人数による共同生活に支障のない人が対象ですので、認知症の原因である疾患が急性の状態にある人については、入居対象者とはなりません。

また、要支援１の方は入居対象者とはなりません。

■ 標準的な費用

利用する施設の種類と要介護度・要支援度により異なります。

○ 認知症対応型共同生活介護の場合（１日につき）

要介護度	通常の場合		短期利用の場合	
	１ユニット注)	２ユニット注) 以上	１ユニット注)	２ユニット注) 以上
要介護１	7,650円	7,530円	7,930円	7,810円
要介護２	8,010円	7,880円	8,290円	8,170円
要介護３	8,240円	8,120円	8,540円	8,410円
要介護４	8,410円	8,280円	8,700円	8,580円
要介護５	8,590円	8,450円	8,870円	8,740円

注）ユニット：共同生活住居（入所者の自立的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた住居）

○ 介護予防認知症対応型共同生活介護の場合（１日につき）

	通常の場合	短期利用の場合
要支援２	7,610円	7,890円

※ 上記の各金額及び加算料金は、１単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位10.45円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位10.14円で算定するため、1.4%割増になります。）

■　加算料金

入居した日から起算して30日以内の期間について （短期利用共同生活介護費及び 介護予防短期利用共同生活介護費を除く。）	初期加算として300円（1日につき）

※　この他、サービス内容等によって、別途費用がかかることがあります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、食材料費・理美容代・おむつ代等です。

その他 保険給付の対象外となる費用
共同生活をするための「家賃」に相当する費用（利用者が負担します）

■　手続き

認知症対応型共同生活介護事業所又は介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（こちらをご参照ください。）にお問合せください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

なお、地域密着型サービスについては、原則、事業所の所在する市町の住民のみがサービスを受けることができます。

地域密着型特定施設入居者生活介護

たとえば
- 定員 29 人以下の有料老人ホームで介護などの世話を受けたい

ときに

■ 概要

介護サービス事業所の指定を受けた入居定員 29 人以下の有料老人ホームや軽費老人ホーム等で、入居している要介護者が、その施設の特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話を受けるサービスです。

地域密着型特定施設入居者生活介護の事業所については、こちらをご参照ください。

■ 標準的な費用

（１日につき）

要介護度	通常の場合	短期利用の場合
要介護１	5,460 円	5,460 円
要介護２	6,140 円	6,140 円
要介護３	6,850 円	6,850 円
要介護４	7,500 円	7,500 円
要介護５	8,200 円	8,200 円

※　上記の各金額及び下記加算料金は、１単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.45 円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位 10.14 円で算定するため、1.4%割増になります。）

■ 加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等が一定数以上配置され、個別機能訓練計画を作成し、計画に基づいて機能訓練が行われている場合	120 円（１日につき）

※　この他、サービス内容等によって別途費用がかかる場合があります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、食費・理美容代・おむつ代等です。

その他 保険給付の対象外となる費用
特定施設を利用するための一時金・家賃に相当する費用（利用者が負担します）

■ 手続き

地域密着型サービスについては、原則、事業所の所在する市町の住民のみがサービスを受けることができます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

生活介護が中心の施設です

■ 概要

入所定員が 29 人以下の老人福祉法に規定する特別養護老人ホームで、要介護者に対し施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設です。

■ 対象者

身体上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者です。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類と要介護度により異なります。

（１日につき）

要介護度	従来型個室[注1]	多　床　室[注1]	ユニット型個室[注1]	ユニット型個室的多床室[注1]
要介護１	6,000 円	6,000 円	6,820 円	6,820 円
要介護２	6,710 円	6,710 円	7,530 円	7,530 円
要介護３	7,450 円	7,450 円	8,280 円	8,280 円
要介護４	8,170 円	8,170 円	9,010 円	9,010 円
要介護５	8,870 円	8,870 円	9,710 円	9,710 円

注 1)　多床室：定員が２名以上の部屋
従来型個室：定員が１名となっている部屋
ユニット型個室：定員１名のユニットケア[注 2)] が提供される部屋
ユニット型個室的多床室：定員１名のユニットケア[注 2)] が提供される部屋で、プライバシーが確保される等、個室的なしつらえになっているもの

※　各室とも、その他面積基準等があります。

注 2)　ユニットケア：入所者の自律的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた施設

※　上記の各金額及び加算料金は、１単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位 10.45 円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、１単位 10.14 円で算定するため、1.4%割増になります。）

■ 加算料金

事業所によっては、サービス内容や人員配置・施設基準等により、上記以外にも費用がかかる場合があります。

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等が一定数以上配置され、個別機能訓練計画を作成し、計画に基づいて機能訓練が行われている場合	120 円（１日につき）
専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師が一定数以上配置されている場合	250 円（１日につき）

※　この他、サービス内容等によって、別途費用がかかる場合があります。

■　利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、居住費・食費・理美容代等です。

※　市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担と、居住費・食費が原則４分の３に軽減されることがあります。
（詳しくは市町にお問い合わせください。）

※　所得の低い方は、市町に申請し「負担限度額認定」を受けると、居住費・食費の負担が軽減される場合があります。（特定入所者介護サービス費）

■　人員配置

医師、生活相談員、介護職員及び看護職員、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員

■　設備

居室、食堂及び機能訓練室、静養室、浴室、洗面所、便所、医務室

■　手続き

入所を希望する指定地域密着型介護老人福祉施設（こちらをご参照ください。）にお問合せください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

なお、地域密着型サービスについては、原則、事業所の所在する市町の住民のみがサービスを受けることができます。



看護小規模多機能型居宅介護

たとえば
- 住み慣れた地域での生活を継続できるよう、
 通い・訪問・宿泊を組み合わせたサービスを受けたい
 ときに

■ 概要

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を有した複合型サービスであり、要介護者の様態や希望に応じ、通い・泊まり・訪問（介護・看護）を柔軟に組み合わせることで、住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援するサービスです。

■ 標準的な費用

	通常の場合（１月につき）		短期利用の場合（１日につき）
	同一建物に居住する者以外	同一建物に居住する者	
要介護１	124,470円	112,140円	5,710円
要介護２	174,150円	156,910円	6,380円
要介護３	244,810円	220,570円	7,060円
要介護４	277,660円	250,170円	7,730円
要介護５	314,080円	282,950円	8,390円

※　上記の各金額及び下記加算料金は、１単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、１単位10.55円で算定するため、5.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.17円で算定するため、1.7%割増になります。）

※　サービスの質を確保するため、市町が通常の報酬よりも高い報酬を算定できることになっています。

■ 加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

登録した日から起算して30日以内の期間（短期利用の場合を除く。）	300円（１日につき）

※　この他、サービス内容等によって、別途費用がかかることがあります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の１割、２割又は３割の負担と、居住費・食費・理美容代等です。

※　市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担と、食費・宿泊費が原則４分の３に軽減されることがあります。
（詳しくは市町にお問い合わせください。）

■ 手続き

主治医に相談の上、原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

※　サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（こちらをご参照ください。）に相談してください。また、看護小規模多機能型居宅介護の事業所については、こちらをご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

※　なお、地域密着型サービスについては、原則、事業所の所在する市町の住民のみがサービスを受けることができます。

介護サービス情報の公表制度

介護サービスを選ぼうと思っても、事業所がたくさんありすぎて、どの事業所が自分にあっているか分からない時や、事業所の違いや特徴を知りたいといった場合に、インターネットを通じて介護サービス事業者の情報を入手できます。

■　公表されている情報

公表されている介護サービス情報には、「基本情報」と「運営情報」があります。

基本情報	職員体制や利用料金などの基本的な事実情報
運営情報	介護サービスに関するマニュアルの有無や介護サービスの質の確保のために講じている措置など、事業所における介護サービスの内容・運営状況に関する情報

事業所から報告された情報についてインターネットを通じて公表します。

この情報をご覧になるには・・・

検索エンジンにより、介護事業所検索で検索し、「介護サービス情報公表システム」から広島県をお選びいただくか、下記のホームページをご覧ください。

⇒厚生労働省ホームページ：https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/

■　対象事業者

次のサービスを提供している事業者が対象です。

1. 訪問介護
2. 訪問入浴介護
3. 訪問看護
4. 訪問リハビリテーション
5. 通所介護
6. 通所リハビリテーション
7. 短期入所生活介護
8. 短期入所療養介護
9. 特定施設入居者生活介護
10. 福祉用具貸与
11. 特定福祉用具販売
12. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
13. 夜間対応型訪問介護
14. 地域密着型通所介護
15. 認知症対応型通所介護
16. 小規模多機能型居宅介護
17. 認知症対応型共同生活介護
18. 地域密着型特定施設入居者生活介護
19. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
20. 看護小規模多機能型居宅介護
21. 居宅介護支援
22. 介護老人福祉施設
23. 介護老人保健施設
24. 介護医療院
25. 介護予防訪問入浴介護
26. 介護予防訪問看護
27. 介護予防訪問リハビリテーション
28. 介護予防通所リハビリテーション
29. 介護予防短期入所生活介護
30. 介護予防短期入所療養介護
31. 介護予防特定施設入居者生活介護
32. 介護予防福祉用具貸与
33. 特定介護予防福祉用具販売
34. 介護予防認知症対応型通所介護
35. 介護予防小規模多機能型居宅介護
36. 介護予防認知症対応型共同生活介護

※　詳しい内容は、県のホームページに記載していますので、ご参照ください。